

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和6年6月28日 高知地方法務局四万十支局 登記官 中村卓意

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
第4904 -2023 -0079号	幡多郡大月町橘浦字トイロ182番	畑	88